特別養護老人ホームまごころタウン静岡 入居基準

1.目的

この基準は、「静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針」に基づき、特別養護老人ホームまごころタウン静岡(以下「当施設」という。)の施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入居させるための基準を明確にし、施設入居の透明性・公平性を確保するとともに、円滑な実施を図ることを目的とする。

2.優先入居方針

優先入居は、別表の入居申込者評価基準により算定された合計点数の高い順に決定する。合計点数が同点となった場合は、原則として申し込み順とする。

3.優先入居検討委員会

(1) 優先入居検討委員会の設置

当施設は、優先入居順位を決定するため「優先入居検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(2) 委員会の構成

委員会の委員は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員の当施設職員及び当施設職員以外の第三者の委員で構成する。

(3) 委員会の招集

ア 委員会は施設長が招集し、委員会の議長は施設長が務める。

イ 施設長に事故または支障があるときは、施設長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

4. 優先入居決定手順

(1) 入居申込みの受付

当施設への入居申込みは、入居申込書(様式1)により行う。 なお、入居申込書の有効期限は3年とする。

(2) 入居申込者名簿の作成

当施設は、入居申込書に基づき、別表の入居申込者評価基準項目の「本人及び家族の状況」、「居住地」により算定した点数が高いものから順に並べ、入居申込者名簿(様式2)を作成する。

(3) 入居申込者の調査

当施設は、入居申込者名簿の上位者について訪問等を行い、訪問調査書(様式3)により入居申込者の状況を調査する。ただし、当施設開設時についてはこの限りではない。

(4)優先入居順位の決定

ア 検討・協議

委員会は、入居申込書及び訪問調査書等から、別表の入居申込者評価基準項目の「特別な状況」に 該当する 可能性がある入居申込者の検討・協議を行い、委員の合議により 20 点を加算する。

イ 特例評価

介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、別表の 入居申込者評価基準1から3までの合計点数に関わらず150点とする。

ウ 優先入居順位名簿の作成

委員会は、上記ア及びイに基づき点数の高い者から順に並べた優先入居順位名簿(様式4)を作成する。

(5) 入居の決定

- ア 本施設は、委員会において優先入居順位の決定を受けた入居申込者について、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 7 条第 3 項に基づき、入居申込者の心身の状況等を把握の上、入居を決定する。
- イ 本施設は、市町村から老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号(※1)の措置による入居の委託があった場合 には、他の入居申込者に優先して入居を決定する。

※1 65 歳以上の者で身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な者。

5. 優先入居事務の留意事項

(1) 記録の作成及び保存

委員会は優先入居に係る協議の内容を記録し、これを 2 年間保存するとともに、県又は市町村から求めがあった時は、これを提出するものとする。

(2) 守秘義務

委員会の委員は、委員会において知り得た入居申込者又はその家族に関する個人情報を漏らしてはならない。委員を退任した後も同様とする。

(3) 説明責任

当施設は、入居申込を受けた時には、入居申込者に対し、この基準の内容を説明するものとする。

(4)情報の提供

当施設は、入居申込者等から入居順位等の結果について情報を求められた時は、これを提供するものとする。

(5) 質疑等に対する対応

当施設は、入居申込者等から入居順位等の結果について質疑等を申し立てられた時は、再度調査の上、委員会に諮るものとする。

附則

この基準は令和元年12月1日から実施する。

特別養護老人ホームまごころタウン静岡入居申込者評価基準

優先入所の点数は、次の1から4までに掲げる項目の点数を合計したものとする。

1 本人及び家族の状況(最高100点)

(1) 自宅((2)以外の場所)の場合

本人の状況	要介護 5	要介護 4	要介護 3	要介護 2	要介護 1
家族の状況	(50)	(40)	(30)	(10)	(5)
ひとり暮らしで、介護者がいない (50)	100	9 0	8 0	6 0	5 5
介護者が要介護状態、病気療養中又は障害を有すること	1 0 0	9 0	8 0	6 0	5 5
により、介護が困難(50)					
介護者が要支援状態又は高齢者であることにより、介護	9 0	8 0	7 0	5 0	4 5
が困難 (40)					
ひとり暮らしで、介護者がいるが、日常的に介護を受け	8 0	7 0	6 0	4 0	3 5
ることが困難 (30)					
複数人を介護しているため、介護が困難 (30)	8 0	7 0	6 0	4 0	3 5
介護者が就労又は育児をしているため、介護が困難	8 0	7 0	6 0	4 0	3 5
(30)					
上記以外の理由であるが、介護が困難					
(20)	7 0	6 0	5 0	3 0	2 5

(2) 介護保険施設等に入院又は入所している場合

本人の状況	要介護 5	要介護 4	要介護 3	要介護 2	要介護 1
本人の入所先等	(50)	(40)	(30)	(10)	(5)
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホー					
ム、サービス付き高齢者向け住宅又は法令で定めるその	7 0	6 0	5 0	3 0	2 5
他の福祉施設(介護付きの施設を除く。)(20)					
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療					
施設、グループホーム、①のうち介護付きの施設又は病	6 0	5 0	4 0	2 0	1 5
院(10)					

注)退所又は退院が予定されている場合は、在宅に復帰したものと仮定して、(1)により点数をつける。

2 居住地(最高20点)

居住地	評価(点)
施設所在地と同一の市町村内又はその市町村と介護保険の保険者として一部事務組合を設立している市	
町村内	2 0
静岡市	
施設所在地と同一圏域内又は県内の近隣市町村内	
焼津市・藤枝市・島田市・川根本町・富士市・富士宮市	1 0
施設所在地の圏域外	0

- ※ 圏域とは、静岡県が策定したふじのくに高齢者プラン21における高齢者保健福祉圏域をいう。
- 3 特別な状況(最高20点)

特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合	2 0
------------------------	-----

4 その他

- (1) 介護者による虐待、介護放棄等により、要介護者の生命・身体に危険が生じている場合については、1から3までの合計点数に関わらず150点とする。
- (2) 要介護認定を受けていない者(要支援と認定された者を含む。)又は6 τ 月以内に入所することを希望しない者については、1 から3 までの合計点数に関わらず0 点とする。